



○福岡県立スポーツ科学情報センターの利用料金の承認  
（教育庁体育スポーツ健康課）……………18

○大規模小売店舗の新設の届出  
（中小企業振興課）……………20

○意見募集の結果の公示  
（県民情報広報課）……………21

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示  
（農山漁村振興課）……………22

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示  
（行政経営企画課）……………22

○開発行為に関する工事の完了  
（都市計画課）……………22

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等  
（中小企業振興課）……………22

○意見募集の結果の公示  
（生活衛生課）……………23

○開発行為に関する工事の完了  
（都市計画課）……………23

○公共測量の終了  
（県土整備総務課）……………23

○公共測量の終了  
（県土整備総務課）……………23

○公共測量の終了  
（県土整備総務課）……………24

○公共測量の終了  
（県土整備総務課）……………24

○公共測量の終了  
（県土整備総務課）……………24

○公共測量の終了  
（県土整備総務課）……………24

○公共測量の終了  
（県土整備総務課）……………24

○福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設  
等の利用料金の承認  
（教育庁体育スポーツ健康課）……………25

**教育委員会**

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示  
（教育庁社会教育課）……………28

○福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことが  
できる個人情報及び開示の方法の廃止  
（教育庁総務企画課）……………28

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示  
（教育庁総務企画課）……………29

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示  
（教育庁総務企画課）……………29

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示  
（教育庁総務企画課）……………29

**選挙管理委員会**

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示  
（行財政支援課）……………30

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示  
（行財政支援課）……………30

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示  
（行財政支援課）……………30

**警察本部**

○福岡県警察本部長における個人情報の保護に関する法律施行細則  
（警察本部総務課）……………30

○個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示  
（警察本部総務課）……………31

○口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法を  
廃止する告示  
（警察本部総務課）……………31

**公安委員会**

○福岡県公安委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則  
（警察本部総務課）……………31

○福岡県個人情報保護条例第14条第1項第6号に規定する公安委員会  
規則で定める警察職員の氏名に関する規則を廃止する規則  
（警察本部総務課）……………32

○意見募集の結果の公示  
（警察本部総務課）……………32

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示  
（警察本部総務課）……………32

**海区漁業調整委員会**

○筑前海区における共同漁業及び区画漁業の漁場計画にかかる公聴会  
の開催  
（漁業管理課）……………33

**雑 報**

○福岡県行政不服審査会運営規則第23条第3項及び第4項の規定に基  
づく答申書の写しの公示について  
（行政経営企画課）……………33

**告 示**

**福岡県告示第199号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	町川原 赤 間 線	前	宗像市赤間一丁目21番1先から 宗像市赤間一丁目112番1先まで	14.2 ～ 18.4	50.6
			後	宗像市赤間一丁目21番1先から 宗像市赤間一丁目112番1先まで	14.5 ～ 26.0	

#### 福岡県告示第200号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように指定する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 指定する道路の路線名、区間等

県土整備 事務所名	路 線 名	区 間
八 女	一般国道 442号	八女市室岡783番1先から 筑後市大字長浜1540番1先まで
八 女	一般国道 442号	筑後市大字長浜1613番1先から 八女市室岡318番1先まで
八 女	県 道 三 漣 線 上 陽	八女郡広川町大字藤田532番2先から 八女郡広川町大字新代1139番1先まで
八 女	県 道 三 漣 線 上 陽	八女郡広川町大字新代1133番1先から 八女郡広川町大字日吉1443番1先まで
南筑後	県 道 大 牟 田 川 副 線	大牟田市浜町300番先から 大牟田市大字唐船126番2先まで
南筑後	一般国道 385号	柳川市三橋町柳河846番1先から 大川市下木佐木30番3先まで

南筑後	県 道 諸 富 西 島 線	大川市大字道海島866番1先から 大川市大字道海島653番1先まで
京 築	県 道 苅 田 港 線	京都郡苅田町磯浜町一丁目4番13先から 京都郡苅田町磯浜町一丁目4番2先まで

#### 2 道路を指定する期日

令和5年4月1日

#### 福岡県告示第201号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、九州歴史資料館が発行する図録の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

委託先	所在地	委託期間
公立学校共済組合福岡宿泊所	福岡市東区箱崎二丁目52番1号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

#### 福岡県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	飯塚市太郎丸844番4先から 飯塚市太郎丸516番3先まで	4.4 ～ 9.9	596.3

飯 塚 県 道	高 田 道 線 天 道 停 車 場	前	飯塚市椋本29番1先から 飯塚市太郎丸739番1先まで	15.3 ～ 49.0	1040.0
		後	飯塚市椋本29番1先から 飯塚市太郎丸739番1先まで	15.3 ～ 51.1	1040.0

**福岡県告示第203号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
飯 塚 県 道	豆 稻 田 築 線		前	嘉穂郡桂川町大字土居820番1先から 嘉穂郡桂川町大字吉隈267番先まで	6.7 ～ 35.4	1,928.5	
			前	嘉穂郡桂川町大字土居820番5先から 嘉穂郡桂川町大字土師1117番8先まで	7.1 ～ 50.2	1,319.2	うち、桂川下秋月線重用539.6メートル
			後	嘉穂郡桂川町大字土居820番5先から 嘉穂郡桂川町大字吉隈269番162先まで	7.1 ～ 50.2	2,905.5	うち、桂川下秋月線重用539.6メートル

**福岡県告示第204号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直 方 県 道	新 植 延 木 線		前	鞍手郡鞍手町大字中山2207番6先から 直方市大字植木2210番15先まで	13.7 ～ 59.3	614.1
			前	鞍手郡鞍手町大字中山2207番6先から 直方市大字植木2210番15先まで	4.4 ～ 19.2	748.1
			後	鞍手郡鞍手町大字中山2207番6先から 直方市大字植木2210番15先まで	13.7 ～ 59.3	614.1

**福岡県告示第205号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直 方 県 道	室 木 下 有 木 若 宮 線		前	宮若市四郎丸623番38先から 宮若市芹田414番5先まで	14.9 ～ 75.0	1060.0
			前	宮若市四郎丸660番先から 宮若市芹田376番7先まで	8.0 ～ 64.0	1550.0
			後	宮若市四郎丸921番4先から 宮若市芹田414番5先まで	8.1 ～ 75.0	2150.0

**福岡県告示第206号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直 方 県 道		室 木 下 有 木 若 宮 線	前	宮若市芹田414番5先から 宮若市芹田526番1先まで	24.5 ～ 78.0	550.0
			後	宮若市芹田414番5先から 宮若市芹田526番1先まで	21.2 ～ 55.0	550.0

**福岡県告示第207号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉	県 道	八 香 女 春 線	前	朝倉郡東峰村大字宝珠山5066番5先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山5171番4先まで	6.5 ～ 12.2	326.2

			後	朝倉郡東峰村大字宝珠山5066番5先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山5171番4先まで	6.5 ～ 12.2	326.2
--	--	--	---	--	------------------	-------

**福岡県告示第208号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	八 香 女 春 線	朝倉郡東峰村大字宝珠山5066番5先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山5171番4先まで

**福岡県告示第209号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	朝倉郡東峰村大字宝珠山4085番1先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山5048番6先まで	3.4 ～ 54.8	798.1

朝 倉 県 道	八 香 女 春 線	前	朝倉郡東峰村大字宝珠山4085番 1 先 から 朝倉郡東峰村大字宝珠山5048番 6 先 まで	8.3 ～ 55.5	758.0
		後	朝倉郡東峰村大字宝珠山4085番 1 先 から 朝倉郡東峰村大字宝珠山5048番 6 先 まで	3.4 ～ 54.8	798.1
		後	朝倉郡東峰村大字宝珠山4085番 1 先 から 朝倉郡東峰村大字宝珠山5048番 6 先 まで	8.3 ～ 55.5	758.0

**福岡県告示第210号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	八 香 女 春 線	朝倉郡東峰村大字宝珠山4085番 1 先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山5048番 6 先まで

**福岡県告示第211号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	変 更 前 後 別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 国 道	500号		前	朝倉郡東峰村大字小石原1489番 1 先 から 朝倉郡東峰村大字小石原1500番 1 先 まで	9.6 ～ 30.2	423.0
			前	朝倉郡東峰村大字小石原1489番 1 先 から 朝倉郡東峰村大字小石原1500番 1 先 まで	11.5 ～ 33.0	448.0
			後	朝倉郡東峰村大字小石原1489番 1 先 から 朝倉郡東峰村大字小石原1500番 1 先 まで	9.6 ～ 30.2	423.0
			後	朝倉郡東峰村大字小石原1489番 1 先 から 朝倉郡東峰村大字小石原1500番 1 先 まで	11.5 ～ 33.0	448.0

**福岡県告示第212号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	500号	朝倉郡東峰村大字小石原1489番 1 先から 朝倉郡東峰村大字小石原1500番 1 先まで

**福岡県告示第213号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県 道	宮 田 賀 線 遠 賀 線	前	遠賀郡遠賀町虫生津南387番17先から 遠賀郡遠賀町大字今古賀498番1先まで	5.8 ～ 53.0	3527.4
			前	遠賀郡遠賀町大字虫生津810番1先から 遠賀郡遠賀町大字今古賀498番1先まで	13.0 ～ 39.0	2739.5
			後	遠賀郡遠賀町虫生津南387番17先から 遠賀郡遠賀町大字今古賀498番1先まで	5.8 ～ 39.0	3857.4
			後	遠賀郡遠賀町大字虫生津810番1先から 遠賀郡遠賀町大字今古賀498番1先まで	13.0 ～ 39.0	2739.5

#### 福岡県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	水 田 大 川 線	柳川市蒲生973番3先から 柳川市蒲生973番10先まで

#### 福岡県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	県 道	柳 川 後 線 筑 後 線	前	筑後市大字下北島1195番先から 筑後市大字上北島1277番3先まで	5.2 ～ 21.8	113.0
			後	筑後市大字下北島1195番先から 筑後市大字上北島1277番3先まで	7.0 ～ 26.5	113.0

#### 福岡県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	柳 川 後 線 筑 後 線	筑後市大字下北島1195番先から 筑後市大字上北島1277番3先まで

#### 福岡県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	上高橋善導寺停車場線	前	久留米市善道寺町飯田827番2先から 久留米市善道寺町飯田904番5先まで	7.6 ～ 9.4	189.8
			前	久留米市善道寺町飯田827番2先から 久留米市善道寺町飯田904番5先まで	8.5 ～ 16.2	200.0
			後	久留米市善道寺町飯田827番2先から 久留米市善道寺町飯田904番5先まで	7.6 ～ 9.4	189.8

#### 福岡県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	甘木朝倉線 田主丸	うきは市吉井町鷹取101番2先から うきは市吉井町鷹取96番3先まで

#### 福岡県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	甘木朝倉線 田主丸	うきは市吉井町鷹取93番1先から 久留米市田主丸町鷹取500番1先まで

#### 福岡県告示第220号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所  
糟屋郡須恵町大字佐谷字観音谷623の4・629の6・642の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐に係る立木の伐採は、禁止する。  
字観音谷642の1（次の図に示す部分に限る。）
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る



市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第221号**

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
京都郡みやこ町勝山宮原字道所1、862、867、869、字楠谷870の1、870の4、870の6、870の23から870の26まで、870の41、870の42
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字道所1・862（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第222号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定納付受託者として指定する者の名称及び事務所の所在地
  - (1) 名称  
九州カード株式会社
  - (2) 事務所の所在地  
福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号
- 2 指定した日  
令和5年3月22日
- 3 対象となる歳入  
ふるさと寄附金

**福岡県告示第223号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、するめいか及びくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
するめいか	現行水準	福岡県するめいか知事管理区分	現行水準
くろまぐろ（小型魚）	10.8 t	福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分	10.8 t

くろまぐろ (大型魚)	7.9 t	福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分	7.9 t
----------------	-------	--------------------------	-------

**公 告**

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市小郡字正尻1576番 1

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀県唐津市佐志1534番地 1 九州電力佐志アパート 4013号

甲川 祐輝

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩馬場字森園673番 1

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市波多江駅北三丁目16番27号

東司 崇

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩小金丸字鳥ノ山2102番 2

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市南風台七丁目 3 番 5 号 (103)

坂田 結

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市大門字大門口35番 1、35番 6 から35番14まで及び1158番の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市南区桧原七丁目52番24号

株式会社 幸栄住宅

代表取締役 白水 博

**公告**

福岡県財務規則の一部を改正する規則案について、令和 5 年 1 月13日から令和 5 年 2 月13日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和 5 年 3 月31日に公布しました。

令和 5 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

総務部財産活用課調整係

電話：092-643-3086

メールアドレス：zaisan@pref.fukuoka.lg.jp

**公告**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
上毛町	令和元年度から令和2年度まで	地籍図及び地籍簿	大字尻高の一部	令和5年3月15日

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を令和5年3月17日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
うきは市浮羽町妹川（浮羽地区持木換地区）	換地計画書の写し	令和5年3月31日から令和5年4月28日まで	うきは市役所

**公告**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定をしたので、同法第78条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により次のように公示する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指 定年月日
訪問介護	4073401590	ヘルパーステーションてんまぐう 太宰府市向佐野四丁目10番1号	株式会社 I W A S A K I	令和5年1月1日
〃	4073501696	ヘルパーステーションウエルフォレスト 糸島市高田四丁目3番16号	ウエルフォレスト株式会社	令和5年1月1日
〃	4073201677	訪問介護 ふくろう 大野城市白木原四丁目9-18 ーベル白木原205	合同会社ユニオン	令和5年2月1日
〃	4075501124	訪問介護グッドライフ 宮若市龍徳7番地150	合同会社グッドライフ	令和5年2月1日
〃	4071804332	ケアサービス ふく 飯塚市平塚396-1	一般社団法人心優会	令和5年3月1日
〃	4072500814	ヘルパーステーション木輪 大川市向島1407番地2階	株式会社プレシヤスファミリー	令和5年3月1日
〃	4073101752	訪問介護 希・春日 春日市須玖南四丁目37番地	株式会社オフィス R e i	令和5年3月1日
〃	4073501704	訪問介護カルテット 糸島市二丈浜窪195-4 住宅型 有料老人ホーム カルテット糸島	株式会社二丈ケアサービス	令和5年3月1日
訪問看護	4060490457	訪問看護ステーションれもん 糟屋郡粕屋町長者原東四丁目3番 20 エバーライフ長者原304号	株式会社イサジア	令和5年1月1日
〃	4061490191	訪問看護ステーションてんまぐう 太宰府市向佐野四丁目10番1号	株式会社 I W A S A K I	令和5年1月1日
〃	4065390348	訪問看護ステーション にちりん 田川郡福智町金田952番地1	合同会社劔敬会	令和5年1月1日
〃	4065690408	訪問看護ステーションO z 田川市本町5-24	合同会社 N e w G a t e	令和5年1月1日
〃	4060490465	こころの訪問看護かすや 糟屋郡志免町志免東三丁目7-33 -102号 ワイズタウンA棟	株式会社えにしあす	令和5年2月1日
〃	4065590475	アース訪問看護ステーション 飯塚市口原50番地7	株式会社 F O R E S T	令和5年2月1日
〃	4065690416	セノテ訪問看護筑豊南部ステーション 田川市伊加利1905-7	F u s i o n 株式会社	令和5年2月1日
〃	4065790141	西野病院訪問看護ステーション 嘉麻市鴨生532番地	医療法人ユアアイ	令和5年2月1日

〃	4067590259	訪問看護 りばてい 行橋市金屋851番地1号 SKメ ゾンII G号室	株式会社mypla ce	令和5年 2月1日
〃	4060690163	訪問看護ステーションはちすが 宗像市野坂2650	医療法人庄正会	令和5年 3月1日
〃	4061590180	アリスト訪問看護リハステーション 大野城市雑餉隈町一丁目5-24 サザンハイツ春日203号室	合同会社アクラス	令和5年 3月1日
〃	4062690104	メディケア訪問看護ステーション 小郡 小郡市三沢3942-16 プレッジコ ートD	株式会社ひかりのた ね	令和5年 3月1日
〃	4065690424	訪問看護ステーション くじら 田川市上本町9-28	株式会社めいきち	令和5年 3月1日
通所介護	4073101745	はるのかぜデイサービスセンター 春日市白水ヶ丘二丁目134	介護365ありがとう 株式会社	令和5年 1月1日
〃	4073201685	ブルーミングケア福岡大野城 大野城市大城四丁目24-37	株式会社CareN ation	令和5年 3月1日
短期入所 生活介護	4073601165	清滝の郷 古賀市薦野1413番6	社会福祉法人瀧仙	令和5年 2月1日
福祉用具 貸与	4071804324	福祉用具おおつか 飯塚営業所 飯塚市忠隈503-2	有限会社おおつか	令和5年 2月1日
特定福祉 用具販売	4071804324	福祉用具おおつか 飯塚営業所 飯塚市忠隈503-2	有限会社おおつか	令和5年 2月1日

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により次のように公示する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指 定 年月日
訪問介護	4077900290	ヘルパーステーション来夢 三潞郡大木町大角1984-6	株式会社光陽	令和5年 1月5日
〃	4079200558	あさひ訪問介護サービス 田川郡香春町採銅所5964番地	合同会社百家	令和5年 1月31日

〃	4079500254	田川訪問介護サービスセンター 田川郡糸田町1961番地4	有限会社アルファダ ッシュ	令和5年 1月31日
〃	4072801600	ホームケア 喜ラック 中間市上底井野1903番地7	有限会社MKテック	令和5年 2月28日
〃	4072900915	ヘルパーステーション 陽なた 小郡市祇園一丁目2-22深江ビル 1階 及び 小郡市祇園一丁目2 -23シャルダン小郡1階	株式会社 大切	令和5年 2月28日
〃	4079400869	えくぼ訪問介護ステーション 田川郡福智町上野3679-3	株式会社リベアハウ ス	令和5年 2月28日
〃	4072000864	宝箱居宅支援部 柳川市三橋町蒲船津1237-7	社会福祉法人 たか らばこ	令和5年 3月31日
〃	4072500756	ヘルパーサービス ハッピー 大川市向島1397-1	社会福祉法人 大福 会	令和5年 3月31日
〃	4072600168	社協ウィズゆくはしヘルパーステ ーション 行橋市中津熊501番地 行橋市総 合福祉センター「ウィズゆくはし 」	社会福祉法人 行橋 市社会福祉協議会	令和5年 3月31日
〃	4072601695	訪問介護みずき 行橋市西宮市五丁目30番3号	株式会社S・Kコー ポレーション	令和5年 3月31日
〃	4072601828	訪問介護 そら 行橋市道場寺1439-386	株式会社S・Kコー ポレーション	令和5年 3月31日
〃	4073500748	むつみヘルパーステーション 糸島市志摩師吉140番地10	株式会社クロヤマ	令和5年 3月31日
訪問看護	4062590072	訪問看護ステーション ここ和 大川市下木佐木1167番地1	有限会社 ハートフ ル	令和5年 1月31日
通所介護	4075101099	のぼりふじからだづくりサポート 岡垣 遠賀郡岡垣町海老津三丁目1-5 シテイフォレスト海老津103号104 号	上り藤株式会社	令和5年 1月31日
〃	4077700195	大刀洗りハビリ倶楽部 三井郡大刀洗町山隈1839番地2	有限会社大智會	令和5年 1月31日
〃	4071804126	福祉サービス事業所 草原 飯塚市鯉田字水ヶ坂696番地26	社会福祉法人 佐与 福祉会	令和5年 2月28日
〃	4073201602	ブルーミングケア大野城 大野城市大城四丁目24-37	ヒカリレンタ株式会 社	令和5年 2月28日
〃	4072601687	デイサービスセンターみずき 行橋市西宮市五丁目30番3号	株式会社S・Kコー ポレーション	令和5年 3月31日
〃	4072601836	デイサービスセンター そら 行橋市道場寺1439-386	株式会社S・Kコー ポレーション	令和5年 3月31日

〃	4073201131	アップルハートデイサービスリハビリ大野城 大野城市下大利団地2-6	麻生介護サービス株式会社	令和5年 3月31日
〃	4073700850	ハッピー！ハッピー！！ 那珂川市今光六丁目66番2号	特定非営利活動法人 オールハッピー	令和5年 3月31日
〃	4074900137	社協デイサービスセンター松露 遠賀郡芦屋町緑ヶ丘4番19号	社会福祉法人芦屋町 社会福祉協議会	令和5年 3月31日
〃	4077500041	うきは市デイサービスセンター うきは市浮羽町古川718番地2	社会福祉法人うきは 市社会福祉協議会	令和5年 3月31日
短期入所 生活介護	4073600662	清滝の郷 古賀市薦野1413-6	社会福祉法人清浄会	令和5年 1月31日
〃	4071801890	ベターライフ・ノア21短期入所生 活介護事業所 飯塚市柏の森11番地1	麻生メディカルサー ビス株式会社	令和5年 3月1日
福祉用具 貸与	4072201017	株式会社SEIKO JINSEI 朝倉市比良松217	株式会社SEIKO JINSEI	令和5年 3月31日

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定をしたので、同法第115条の10第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の23の規定により次のように公示する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指 定 年 月 日
介護予防 訪問看護	4060490457	訪問看護ステーションれもん 糟屋郡粕屋町長者原東四丁目3番 20 エバーライフ長者原304号	株式会社イサジア	令和5年 1月1日
〃	4061490191	訪問看護ステーションてんまんぐ う 太宰府市向佐野四丁目10番1号	株式会社IWASAKI	令和5年 1月1日
〃	4065390348	訪問看護ステーション にちりん 田川郡福智町金田952番地1	合同会社劔敬会	令和5年 1月1日
〃	4065690408	訪問看護ステーションOz 田川市本町5-24	合同会社New Gate	令和5年 1月1日

〃	4060490465	こころの訪問看護かすや 糟屋郡志免町志免東三丁目7-33 -102号 ワイズタウンA棟	株式会社えにしあす	令和5年 2月1日
〃	4065590475	アース訪問看護ステーション 飯塚市口原50番地7	株式会社 FORE ST	令和5年 2月1日
〃	4065690416	セノーテ訪問看護筑豊南部ステー ション 田川市伊加利1905-7	Fusion株式会 社	令和5年 2月1日
〃	4065790141	西野病院訪問看護ステーション 嘉麻市鴨生532番地	医療法人ユアアイ	令和5年 2月1日
〃	4067590259	訪問看護 りばてい 行橋市金屋851番地1号 SKメ ゾンII G号室	株式会社myplace	令和5年 2月1日
〃	4060690163	訪問看護ステーションはちすが 宗像市野坂2650	医療法人庄正会	令和5年 3月1日
〃	4061590180	アリスト訪問看護リハステーション 大野城市雑餉隈町一丁目5-24 サザンハイツ春日203号室	合同会社アクラス	令和5年 3月1日
〃	4062690104	メディケア訪問看護ステーション 小郡 小郡市三沢3942-16 プレッジコ ートD	株式会社ひかりのた ね	令和5年 3月1日
〃	4065690424	訪問看護ステーション くじら 田川市上本町9-28	株式会社めいきち	令和5年 3月1日
介護予防 短期入所 生活介護	4073601165	清滝の郷 古賀市薦野1413番6	社会福祉法人瀧仙	令和5年 2月1日
介護予防 福祉用具 貸与	4071804324	福祉用具おおつか 飯塚営業所 飯塚市忠隈503-2	有限会社おおつか	令和5年 2月1日
特定介護 予防福祉 用具販売	4071804324	福祉用具おおつか 飯塚営業所 飯塚市忠隈503-2	有限会社おおつか	令和5年 2月1日

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の23の規定により、次のように公示する。

令和 5 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
介護予防訪問看護	4062590072	訪問看護ステーション ここ和 大川市下木佐木1167番地1	有限会社 ハートフル	令和5年 1月31日
介護予防通所リハビリテーション	4015611652	岡部内科循環器内科デイケアセンター 田川市平松町9-33	医療法人浩心会	令和5年 2月28日
介護予防短期入所生活介護	4073600662	清滝の郷 古賀市薦野1413-6	社会福祉法人清浄会	令和5年 1月31日
〃	4071801890	ベターライフ・ノア21短期入所生活介護事業所 飯塚市柏の森11番地1	麻生メディカルサービス株式会社	令和5年 3月1日
介護予防福祉用具貸与	4072201017	株式会社SEIKO JINSEI 朝倉市比良松217	株式会社SEIKO JINSEI	令和5年 3月31日

### 公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和 5 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 組合の名称  
久山町上久原土地区画整理組合
- 事業施行期間  
平成元年3月14日から令和6年3月31日まで
- 施行地区  
久山町大字久原字松浦、字山ノ神、字上ヶ原、字古賀ノ脇、字橋本及び字池上の各一部
- 事務所の所在地  
糟屋郡久山町大字久原1080番地3

5 設立認可の年月日

平成元年3月14日

6 変更認可の年月日

令和 5 年 3 月 20 日

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 5 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
福岡県警察通信指令システム無停電電源装置蓄電池賃貸借契約
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
  - 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札を決定した日  
令和 5 年 2 月 14 日
- 落札者の氏名及び住所
  - 氏名  
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
  - 住所  
福岡市中央区天神一丁目10番20号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
39,602,640円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告日  
令和 4 年 12 月 27 日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 5 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
運転シミュレータ賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 落札を決定した日  
令和 5 年 2 月 14 日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
N T T ・ T C リース株式会社九州支店
  - (2) 住所  
福岡市博多区博多駅前二丁目 2 番 1 号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
246,282,960円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和 5 年 12 月 27 日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 5 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
指紋自動識別システム賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 落札を決定した日  
令和 5 年 2 月 14 日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
N E C キャピタルソリューション株式会社九州支店
  - (2) 住所  
福岡市中央区天神一丁目 10 番 20 号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
451,717,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和 5 年 12 月 27 日

**公告**

福岡県都市公園条例（昭和 52 年福岡県条例第 12 号）第 17 条の 6 第 2 項の規定に基づき、筑後広域公園芸術文化交流施設の利用料金を承認したので、同条第 4 項の規定により次のように公示する。

令和 5 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名称

筑後広域公園芸術文化交流施設

2 位置

筑後市大字津島1131

3 利用料金の承認年月日

令和 5 年 3 月 14 日

4 利用料金（令和 5 年 4 月 1 日以降）

(1) 駐車場

区 分	単 位		金 額
普通自動車	1 台	2 時間以内	無料
		2 時間を超えるとき 1 時間ごとに	100 円

(2) 本館施設及び別館施設

区 分	単 位 ・ 金 額						
	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 9 時まで	
大交流室	平日	9,930 円	13,240 円	13,240 円	23,170 円	26,480 円	36,410 円
	土・日・休日	11,910 円	15,880 円	15,880 円	27,800 円	31,770 円	43,700 円
教室・工房 1	2,440 円	3,250 円	3,250 円	5,710 円	6,520 円	8,980 円	
教室・工房 2	2,440 円	3,250 円	3,250 円	5,710 円	6,520 円	8,980 円	
教室・工房 3	1,850 円	2,460 円	2,460 円	4,310 円	4,940 円	6,790 円	
教室・工房 4	1,750 円	2,340 円	2,340 円	4,100 円	4,680 円	6,440 円	
教室・工房 5	3,330 円	4,440 円	4,440 円	7,770 円	8,880 円	12,210 円	
教室・工房 6	1,500 円	2,000 円	2,000 円	3,510 円	4,010 円	5,530 円	
エントランスギャラリー	1,050 円	1,410 円	1,410 円	2,480 円	2,840 円	3,910 円	
教室・工房 A	3,600 円	4,810 円	4,810 円	8,430 円	9,630 円	13,250 円	
教室・工房 B	1,530 円	2,040 円	2,040 円	3,580 円	4,100 円	5,640 円	
教室・工房 C	1,720 円	2,300 円	2,300 円	4,030 円	4,600 円	6,330 円	

備考

- 1 この表において「土・日・休日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を、「平日」とはこれらの日以外の日をいう。
- 2 利用者が利用の際第三者から 1,000 円を超える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の額は、この表に定める額に 100 分の 150 を乗じて得た額とし、利用者が営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の額は、この表に定める額に 100 分の 300 を乗じて得た額とする。
- 3 この表に掲げる施設の利用時間を超えて利用する場合の額は、次のとおりとする。
  - (1) 超過時間が正午から午後 5 時までの場合  
超過時間 1 時間につき、午後 1 時から午後 5 時までの額の 1 時間当たりの額
  - (2) 超過時間が午後 5 時から午後 9 時までの場合  
超過時間 1 時間につき、午後 6 時から午後 9 時までの額の 1 時間当たりの額  
超過時間が 1 時間未満であるときは 1 時間とし、1 時間を超える場合において 1 時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1 時間として計算する。
- 4 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分		単 位	金 額
音響装置	大交流室	1 式・1 回	1,730 円
	教室・工房 3	1 式・1 回	1,150 円
演台・花台		1 式・1 回	680 円
司会者台		1 式・1 回	200 円
ダイナミックマイクロホン		1 本・1 回	320 円
ワイヤレスマイクロホン		1 本・1 回	910 円
卓上型マイクスタンド		1 本・1 回	60 円
床上型マイクスタンド		1 本・1 回	60 円
ビデオプロジェクター		1 式・1 回	940 円



移動式スピーカー		1式・1回	460円
移動式スクリーン		1式・1回	610円
テレビモニター		1式・1回	680円
電気ろくろ		1式・1回	1,330円
電気窯	本焼	1台・1回	4,220円
	素焼	1台・1回	2,640円

**備考**

- この表に掲げる設備（電気窯を除く。）の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。
- 利用時間を超えて利用するときの額は、1時間ごとにこの表に掲げる額の25パーセントに相当する額とする。

**公告**

漁業法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準について、次のとおり意見を募集します。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 意見募集期間  
令和5年3月31日から令和5年4月30日まで
- 概要、受付方法等  
関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。

**公告**

福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則案について、令和4年2月22日から令和4年3月23日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和5年3月31

日に公布しました。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

**問合せ先**

商工部中小企業振興課管理指導係

電話：092-643-3423

メールアドレス：tshinko@pref.fukuoka.lg.jp

**公告**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定に基づき、福岡県有明地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により公告する。

その事業計画の案は、令和5年3月31日から同年4月20日までの間、福岡県農林水産部水産局水産振興課において公衆の縦覧に供する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

**公告**

福岡県青少年科学館条例（平成元年福岡県条例第37号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県青少年科学館の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 名称  
福岡県青少年科学館
- 位置  
久留米市東櫛原町1713番地
- 利用料金の承認年月日  
令和5年3月22日

4 利用料金（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

区 分	単 位	プラネタリウム		常設展示		セット料金
		個 人	団 体	個 人	団 体	個 人
一般	1人1回につき	620円	410円	410円	310円	720円
児童・生徒等 （うち中学生以下）	1人1回につき	無料	無料	無料	無料	無料
児童・生徒等 （上記以外）	1人1回につき	310円	210円	210円	160円	370円

備考

- 「児童・生徒等」とは、4歳以上の幼児、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の生徒及びこれに準ずる者をいう。
- 「一般」とは、児童・生徒等及び4歳未満の幼児以外の者をいう。
- 「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。
- 4歳未満の幼児は、無料とする。
- 「セット料金」とは、プラネタリウムと常設展示の入場券が1組となったものをいう。

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定に基づき、福岡県立スポーツ科学情報センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称

福岡県立スポーツ科学情報センター

2 位置

福岡市博多区東平尾公園二丁目1番4号

3 利用料金の承認年月日

令和5年3月22日

4 利用料金（令和5年4月1日から令和10年3月31日まで）

(1) 個人使用の場合

種 類	単 位	区 分	料金（1人）
アリーナ	2時間	一 般	310円
		児童生徒	150円
トレーニング室	2時間	一 般	370円
		児童生徒	190円
クライミングウォール	2時間	一 般	310円
		児童生徒	150円
ボルダリングウォール	2時間	一 般	310円
		児童生徒	150円

(2) 占用使用の場合

種 類	時 間	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	その他の目的に使用する場合
メインアリーナ	9時から12時まで	8,620円	25,870円	112,110円
	13時から17時まで	11,490円	34,490円	149,490円
	18時から21時まで	10,860円	32,580円	141,180円
	9時から17時まで	20,120円	60,370円	261,600円
	13時から21時まで	22,350円	67,070円	290,670円
	9時から21時まで	30,980円	92,950円	402,790円
	9時から12時まで	4,150円	12,450円	53,980円

サブアリーナ	13時から 17時まで	5,530円	16,600円	71,970円
	18時から 21時まで	5,210円	15,650円	67,820円
	9時から 17時まで	9,680円	29,060円	125,960円
	13時から 21時まで	10,750円	32,260円	139,800円
	9時から 21時まで	14,900円	44,710円	193,780円
多目的アリーナ	9時から 12時まで	3,830円	11,490円	49,820円
	13時から 17時まで	5,100円	15,330円	66,440円
	18時から 21時まで	4,790円	14,370円	62,280円
	9時から 17時まで	8,940円	26,830円	116,270円
	13時から 21時まで	9,900円	29,700円	128,720円
クライミングウォール	9時から 12時まで	2,810円	8,450円	36,660円
	13時から 17時まで	3,750円	11,280円	48,880円
	18時から 21時まで	3,550円	10,650円	46,160円
	9時から 17時まで	6,570円	19,730円	85,540円
	13時から 21時まで	7,310円	21,930円	95,040円
	9時から 21時まで	10,130円	30,390円	131,700円
	ボルダリングウォール	9時から 12時まで	1,560円	4,690円
13時から 17時まで		2,080円	6,260円	27,150円
18時から 21時まで		1,980円	5,950円	25,790円

9時から 17時まで	3,650円	10,960円	47,520円
13時から 21時まで	4,070円	12,220円	52,950円
9時から 21時まで	5,630円	16,910円	73,320円

## (3) 宿泊室

種 類	単 位	区 分	料 金 (1 人)
宿泊室 (洋室)	1 泊	一 般	3,190円
		児童生徒	1,590円
宿泊室 (和室)	1 泊	一 般	1,380円
		児童生徒	690円

## (4) 附属施設

施 設 名	料 金	
会 議 室	1 時間につき	470円
第 1 研 修 室	1 時間につき	470円
第 2 研 修 室	1 時間につき	370円
第 3 研 修 室	1 時間につき	900円
第 4 研 修 室	1 時間につき	1,010円
和 室	1 時間につき	690円
視 聴 覚 室	1 時間につき	950円

## 備考

- 「占有使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりである。

種 別	単 位	利用料金	備 考
得点表示盤	一式1回(1日)	2,550円	移動式

放送設備	一式1回(1日)	3,190円	
掲示板支持装置A	1平方メートル1回(1日)	3,190円	スポーツ大会の場合(長期継続使用の場合を除く。)
	1平方メートル1回(1日)	6,380円	
掲示板支持装置B	1平方メートル1回(1日)	1,060円	長期継続使用の場合
バレーボール用フロアコート	一式1回(1日)	68,240円	
テニス用フロアコート	一式1回(1日)	40,770円	
バドミントン用フロアコート	一式1回(1日)	16,290円	
いす	1脚1回(1日)	120円	観客用折りたたみいす
フロアシート	1枚1回(1日)	830円	
コインロッカー	1回	50円	

(備考) この表において「長期継続使用」とは、1か月以上の使用をいう。

3 占用使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときの額は、当該使用区分の額に、次に掲げる額を加算する。

区 分	利用料金
電 気	実 費 相 当 額
冷 暖 房	実 費 相 当 額

4 占用使用の場合、本部室及び放送室並びに放送設備を使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。

5 占用使用の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用する場合の額は、当該使用区分の額の2割増とする。

6 使用時間を超過したときの額は、個人使用の場合、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額とし、占用使用の場合、超過1時間につき、当該

使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。

7 個人使用の場合、責任ある代表者に引率された30人以上の団体利用者の額は、当該使用区分の額の2割引とする。

8 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の10回分に相当する額とする。

9 「児童生徒」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)の児童及び中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)又は高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、児童生徒以外の者をいう。

10 メインアリーナ及び多目的アリーナは、2分の1又は4分の1の面積で、サブアリーナ及び和室は、2分の1の面積で使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ2分の1、4分の1とする。

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年3月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ツルハドラッグ合川店

(2) 所在地 久留米市合川町字西上ノ原66-5 他12筆

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
オリックス不動産株式会社 代表取締役 深谷敏成	東京都港区浜松町二丁目3番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役 村上正一	広島県広島市西区井口明神一丁目1番10号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和5年11月16日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,055平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物西側、北側	34
合計	34

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
敷地南西側	13
合計	13

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北側	30.0
建物西側	30.0
合計	60.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物北側	4.95

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	午前8時00分	午前0時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前7時30分から午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	敷地西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分

**公告**

個人情報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準案について、令和4年12月23日から令和5年1月21日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和5年3月20日に設定しました。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

総務部県民情報広報課情報公開係

電話：092-643-3104

メールアドレス：joho-kokai@pref.fukuoka.lg.jp

---

**公告**

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県森林法施行細則（平成 12 年福岡県規則第 64 号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部農山漁村振興課に備え置きます。

令和 5 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 意見を募集しなかった理由

森林法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年農林水産省令第 56 号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第 37 条第 4 項第 8 号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

令和 5 年 3 月 31 日

---

**公告**

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県行政不服審査法施行細則（平成 28 年福岡県規則第 30 号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部行政経営企画課に備え置きます。

令和 5 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 意見を募集しなかった理由

福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年福岡県条例第 43 号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第 37 条第 4 項第 8 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったもので

す。

## 2 規則の公布日

令和 5 年 3 月 31 日

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 5 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字薦附 3241 番 1、3241 番 4、3242 番、3243 番 1 から 3243 番 3 まで、3244 番、3246 番 1、3247 番、3247 番 4、3248 番から 3250 番まで、3250 番 2、3251 番、3252 番 3、3254 番 1 から 3254 番 4 まで、3255 番 1 から 3255 番 5 まで、3256 番、3257 番 1 から 3257 番 3 まで、3258 番、3258 番 2 の一部、3259 番 1、3259 番 3、3259 番 4 及び 3259 番 11 から 3259 番 13 まで並びに字日棒 3265 番 1

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 2 号

野村不動産株式会社

代表取締役 松尾 大作

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 トリアス久山イーストゾーン(1)  
(2) 所在地 糟屋郡久山町大字山田1086番2外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

・廃棄物等の保管について

建物内から排出される廃棄物に係る処理に関して、特に生ごみの排出時においては、周辺への悪臭の発散等を防止するため、若しくはカラス等による廃棄物等の散乱を防止するため、保管施設の密閉性を確保するとともに、適正な温度管理の実施等防臭・除臭のための適切な対応をお願いしたい。

公告

動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領案について、令和5年1月17日から令和5年2月16日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和5年3月22日に制定しました。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

保健医療介護部生活衛生課乳肉衛生係

電話：092-643-3281

メールアドレス：hoisei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
古賀市玄望園14番1及び14番2  
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区日本橋一丁目4番1号

合同会社LOGI FLAG7号

代表社員 一般社団法人LOGI FLAG 職務執行者 三品 貴仙

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（福岡県営経営体育成基盤整備事業における基準点測量）  
2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
田川郡福智町伊方地区	令和5年3月13日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点）  
2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市八幡東区	令和5年2月28日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（航空レーザ測量 地図情報レベル1000）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
朝倉市、うきは市、東峰村	令和5年3月9日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区、八幡西区	令和5年3月2日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定によ

り、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（空中写真測量：修正数値図化）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市	令和5年3月15日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市戸畑区	令和5年3月7日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類



公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区	令和5年3月7日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、みやま市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（数値撮影及び写真地図作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
みやま市、広川町、大川市、大木町、八女市	令和5年2月28日

公告

福岡県立久留米スポーツセンター条例（昭和49年福岡県条例第20号）第6条第2項及び久留米市と福岡県との間の久留米市中央公園内の体育施設及び照明設備に係る事務の委託に関する規約の規定に基づき、福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設等の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和5年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称

福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設等

2 位置

久留米市東櫛原町170番地1

3 利用料金の承認年月日

令和5年3月22日

4 利用料金（令和5年4月1日以降）

(1) 陸上競技場

区 分		4 時間以内	4 時間を超えて 8 時間以内	超過 1 時間ごと	
競 技 場	占用使用 入場料を徴収しない 場合	児童生徒	3,340 円	6,570 円	860 円
		一般	8,300 円	16,490 円	2,070 円
	入場料を徴収する 場合		32,990 円	65,980 円	6,570 円
個人使用	児童生徒	単 券	40 円	(11 枚) 回数券	400 円
	一般		50 円		500 円
附 属 施 設	会議室	1 時間につき	150 円		
	研修室	1 時間につき	350 円		
	和室	1 時間につき	140 円		
	シャワー室	1 回	100 円		

(2) 補助競技場

区 分		4 時間以内	4 時間を超えて 8 時間以内	超過 1 時間ごと	
競 技 場	占用使用	児童生徒	860 円	1,610 円	210 円
		一般	3,340 円	6,570 円	830 円
個人使用	児童生徒	無料			
	一般	無料			

(3) 体育館

区 分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	1時間につき (午前9時から 午後6時まで)	1時間につき (午後6時から 午後9時まで)
		メインアリーナ	入場料を徴収しない場合	平日 6,390円 土・日・休日 7,660円	8,520円 10,220円	8,280円 9,720円	14,930円 17,910円	16,800円 19,940円	23,210円 27,630円
	入場料を徴収する場合	平日 31,980円 土・日・休日 38,370円	42,620円 51,150円	41,760円 50,040円	74,650円 89,580円	84,380円 101,190円	116,410円 139,620円	10,650円 12,780円	13,920円 16,680円
	入場料を徴収する場合	平日 19,180円 土・日・休日 23,010円	25,570円 30,680円	24,840円 29,880円	44,790円 53,740円	50,410円 60,560円	69,630円 83,620円		
	入場料を徴収しない場合	平日 1,940円 土・日・休日 2,330円	2,590円 3,110円	2,520円 3,060円	4,560円 5,460円	5,110円 6,170円	7,080円 8,520円	640円 770円	840円 1,020円
	入場料を徴収する場合	平日 5,830円 土・日・休日 6,990円	7,790円 9,350円	7,620円 9,180円	13,680円 16,410円	15,410円 18,530円	21,300円 25,590円		
	個人使用	1回 120円 回数券(11回) 1,200円							
	附属施設	控室(兼健康・体力相談室) 100円							
		控室(兼体力測定室) 180円							
		控室(兼会議室) 180円							
		談話室 130円							
		研修室 550円							
		大研修室 1,920円							

トレーニング室	2時間につき	児童生徒	1回 200円
			回数券(11回) 2,000円
			1ヶ月定期券 2,000円
		一般	1回 380円
			回数券(11回) 3,800円
			1ヶ月定期券 4,000円
シャワー室	1人		100円

(4) テニスコート

区 分		金 額			
競技場	占用使用面 1	2時間以内 490円			
	個人使用	児童生徒 2時間以内	単券	100円	(11回) 回数券 1,000円
		一般 2時間以内		190円	1,900円

備考

- 「占用使用」とは競技大会、講習会その他催物等において、施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- 「児童生徒」とは小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童生徒以外の者をいう。
- 「土・日・休日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する「休日」を、「平日」とはこれら以外の日をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

種類	設備・器具名	単 位	利用料金
陸上競技場	放送設備	一式 1日	1,230円
	ロッカールーム	1回	20円
	競技用器具	一式 1日	1,230円
	天幕	1張 1日	120円
	長机	1脚 1回	60円
	椅子	1脚 1回	30円
	全自動電気計時装置	一式 1日	3,180円
	スクリーン	一式 1回	610円
	プロジェクター	1台 1回	940円

体	放送設備	一式	1回	3,180円
	電光得点表示盤	一式	1回	2,540円
	30秒タイマー計	一式	1回	120円
	ファール回数表示器	一式	1回	120円
	タイムアウト要求器	一式	1回	120円
	ショットクロック	一式	1回	120円
	ポジション表示器	一式	1回	120円
	オフィシャルテーブル	一式	1回	120円
	大響ブザー	一式	1回	120円
	スクリーン	一式	1回	610円
	プロジェクター	1台	1回	940円
	長机	1脚	1回	60円
	椅子	1脚	1回	30円
	演台	一式	1回	680円
	ポータブルステージ	1台	1回	200円
	フロアシート	1枚	1回	110円
両面掲示板	1台	1回	110円	
つりバトン	1本	1回	280円	
育	バスケットボール	1面	1回	360円
	ミニバスケットボール	1面	1回	240円
	バレーボール	1面	1回	240円
	ハンドボール	1面	1回	360円
	バドミントン	1面	1回	120円
	卓球	1台	1回	120円
	ソフトバレーボール	1面	1回	240円
	テニス	1面	1回	120円
	フットサル	1面	1回	360円
	器械体操用具	1種目 (1セット)	1回	120円
館	放送設備	一式	1日	1,230円
	湯沸し設備	1日		360円
	競技用器具	一式	1日	1,230円
	天幕	1張	1日	120円
	長机	1脚	1回	20円
テニスコート	椅子	1脚	1回	10円

5 利用者（アマチュアスポーツのために利用する場合を除く。）が利用の際第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合は、この表に掲げる額に、最高額の入場料又はこれに相当する料金に、メインアリーナは200を、サブアリーナは10を、その他の施設は100を乗じて得た額に利用日数を乗じて得た額を加算した額とする。

6 利用者が体育館を占有使用する場合において、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときは、この表に掲げる額に、次に掲げる額を加算した額とする。

区	分	利用料金
電	気	実費相当額
冷	暖	実費相当額

7 メインアリーナは、2分の1、3分の1又は4分の1の面積で使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ2分の1、3分の1、4分の1とする。

8 サブアリーナは、2分の1の面積で、大研修室は、3分の1の面積で使用できるものとし、この場合の額は、サブアリーナは、当該使用区分の額の2分の1、大研修室は、当該使用区分の額の3分の1とする。

(5) 野球場

区 分		9時から 12時まで	12時から 15時まで	15時から 18時まで	18時から 21時まで
入場料を徴収しない場合	児童・生徒の場合	1,040円	1,040円	1,040円	1,040円
	一般の場合	2,610円	2,610円	2,610円	2,610円
	職業野球の場合	1時間につき（以後1時間を単位として同額を加算）			
入場料を徴収する場合	児童・生徒の場合	最高入場料の25人分	最高入場料の25人分	最高入場料の25人分	最高入場料の25人分
	一般の場合	最高入場料の50人分	最高入場料の50人分	最高入場料の50人分	最高入場料の50人分
	職業野球の場合	最高入場料の200人分に110,000円を加算した額			
附属施設	会議室	1時間につき（以後1時間を単位として同額を加算）			410円
	放送設備	1日 1回につき			1,040円
	スコアボード	30分につき（以後30分を単位として同額を加算）			1,000円
	照明設備	30分につき（以後30分を単位として同額を加算）			3,300円
	冷暖房設備	1時間につき 1室（以後1時間を単位として同額を加算）			100円
	温水シャワー設備	5分につき 1機			100円

備考

1 市民の体位向上及びスポーツ振興を図る目的にかかわらず、文化及び福祉の向

上を図るための事業で、指定管理者が特に認める場合は、一般の場合の使用料を適用する。

2 特別の事情により、使用時間の区分以外の時間に使用する場合は、1時間につき、この表で定める使用料の1時間当たりの金額を使用料の額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は当該端数は切り捨てる。

(6) 武道場及び弓道場

施設名	区 分		使 用 料
久留米市武道場 又は板張り武道場	畳敷き武道場 全面使用	入場料を徴収しない場合	2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算) 3,250円
		入場料を徴収する場合	2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算) 9,770円
	半面使用	入場料を徴収しない場合	2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算) 1,630円
		入場料を徴収する場合	2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算) 4,880円
	1/4面使用	入場料を徴収しない場合	2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算) 810円
		入場料を徴収する場合	2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算) 2,440円
	個人利用		2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算) 210円
	控室(1室につき)		1時間につき (以後1時間を単位として同額を加算) 210円
	温水シャワー設備(1機につき)		5分につき 100円
	久留米市弓道場	専用使用	全面使用
主道場			2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算) 1,220円
遠的練習場		2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算) 300円	
個人利用		2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算) 210円	

備考

- 1 冷暖房設備を使用する場合には、この表に掲げる額に実費相当額を加算した額とする。
- 2 特別の事情により、開館時間以外の時間に使用する場合は、1時間を単位として、この表で定める使用料の1時間当たりの金額を使用料の額とする。

(7) 補助競技場及びテニスコートの照明設備

施設名	区 分	使 用 料
久留米市中央公園内の補助競技場照明設備	全面使用	2時間以内 5,500円
	半面使用	2時間以内 3,300円
久留米市中央公園内のテニスコート照明設備	専用使用 (1面につき)	2時間以内 870円
	個人利用 (1人につき)	2時間以内 210円

久留米市中央公園内の補助競技場照明設備	全面使用	2時間以内	5,500円
	半面使用	2時間以内	3,300円
久留米市中央公園内のテニスコート照明設備	専用使用 (1面につき)	2時間以内	870円
	個人利用 (1人につき)	2時間以内	210円

備考 使用時間が2時間を超える場合は、当該超える時間につき、2時間以内を単位として本表の額を加算する。

教育委員会

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県博物館登録規則（昭和27年福岡県教育委員会規則第2号）の全部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県教育庁教育振興部社会教育課に備え置きます。

令和5年3月31日

福岡県教育委員会

1 意見を募集しなかった理由

博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理のほか、文言の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和5年4月1日

福岡県教育委員会告示第5号

福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成17年3月福岡県教育委員会告示第10号）は、令和5年3月31日限り

廃止する。

令和5年3月31日

福岡県教育委員会

### 公告

行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで教育委員会における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準の設定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関係資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）に掲載するほか、福岡県教育庁教育総務部総務企画課に備え置きます。

令和5年3月31日

福岡県教育委員会

#### 1 意見を募集しなかった理由

福岡県知事が設定する「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準」と実質的に同一の基準を設定するものであり、福岡県知事にあつては同基準の設定に当たり意見公募手続を実施しています。このことから、行政手続法第39条第4項第5号に該当するため、同条第1項の規定による意見公募手続は行わなかったものです。

#### 2 審査基準の公布日

令和5年3月31日

### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで教育委員会における福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準の設定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関係資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）に掲載するほか、福岡県教育庁教育総務部総務企画課に備え置きます。

令和5年3月31日

福岡県教育委員会

#### 1 意見を募集しなかった理由

福岡県知事が設定する「福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準」と実質的に同一の基準を設定するものであり、福岡県知事にあつては同基準の設定に当たり意見公募手続を実施しています。このことから、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条第1項の規定による意見公募手続は行わなかったものです。

#### 2 審査基準の公布日

令和5年3月31日

### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年福岡県教育委員会規則第2号）を制定したので、次のとおり公示します。

なお、関係資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）に掲載するほか、福岡県教育庁教育総務部総務企画課に備え置きます。

令和5年3月31日

福岡県教育委員会

#### 1 意見を募集しなかった理由

福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年福岡県規則第15号）と実質的に同一の規則を制定するものであり、福岡県知事においては同規則の制定に当たり意見公募手続を実施しています。このことから、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条第1項の規定による意見公募手続は行わなかったものです。

#### 2 規則の公布日

令和5年3月31日

## 選挙管理委員会

### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県選挙管理委員会における福岡県個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年選挙管理委員会規程第1号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県選挙管理委員会に備え置きます。

令和5年3月31日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

#### 1 意見を募集しなかった理由

福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年福岡県規則第15号）と実質的に同一の規則であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

#### 2 （規則）の公布日

令和5年4月1日

### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで個人情報の保護に関する法律に基づく福岡県選挙管理委員会の処分に係る審査基準の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県選挙管理委員会に備え置きます。

令和5年3月31日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

#### 1 意見を募集しなかった理由

個人情報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準と実質的に同一の規則であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定め

る意見公募手続を実施しなかったものです。

#### 2 （審査基準）の公布日

令和5年4月1日

### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県選挙管理委員会が保有する公文書の開示決定等に係る審査基準の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県選挙管理委員会に備え置きます。

令和5年3月31日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

#### 1 意見を募集しなかった理由

知事が保有する公文書の開示決定等に係る審査基準と実質的に同一の規則であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

#### 2 （審査基準）の公布日

令和5年4月1日

## 警察本部

### 福岡県警察本部告示第20号

福岡県警察本部長における個人情報の保護に関する法律施行細則を制定し、ここに公布する。

令和5年3月31日

福岡県警察本部長 岡部 正勝

福岡県警察本部長における個人情報の保護に関する法律施行細則

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福岡県条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し福岡県警察本部長が保

有する個人情報の保護等について必要な事項は、福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年福岡県規則第15号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- この告示は、令和5年4月1日から施行する。  
（福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程の廃止）
- 福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程（平成18年3月福岡県警察本部告示第15号）は、廃止する。  
（経過措置）
- 条例附則第3条第2項に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

#### 福岡県警察本部告示第21号

個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

福岡県警察本部長 岡部 正勝

個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示

個人情報保護窓口設置規程（平成18年3月福岡県警察本部告示第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第69条の規定」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）」に、「公文書に記録されている個人情報（条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）」を「保有個人情報」に改める。

第2条第1項中「個人情報の」を「保有個人情報の」に改める。

第4条第2号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第3号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 個人情報ファイル簿（法第75条に規定する個人情報ファイル簿をいう。以下同じ

。）及び個人情報取扱事務登録簿（条例第4条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿をいう。以下同じ。）の閲覧に関すること。

第4条第5号中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第5条第2号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第3号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第4号中「個人情報取扱事務登録簿」を「個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿」に改め、同条第5号中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第6条第2号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第3号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第4号中「個人情報取扱事務登録簿」を「個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿」に改め、同条第5号中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

#### 福岡県警察本部告示第22号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成18年3月福岡県警察本部告示第17号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

福岡県警察本部長 岡部 正勝

### 公安委員会

#### 福岡県公安委員会規則第7号

福岡県公安委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則を制定し、ここに公布する。

令和5年3月31日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令

和4年福岡県条例第43号。以下「条例」という。)の施行に関し福岡県公安委員会が保有する個人情報の保護等について必要な事項は、福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年福岡県規則第15号)の規定の例による。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の廃止)
- 福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則(平成18年福岡県公安委員会規則第6号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 条例附則第3条第2項に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

---

**福岡県公安委員会規則第8号**

福岡県個人情報保護条例第14条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める警察職員の氏名に関する規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年3月31日

福岡県公安委員会

福岡県個人情報保護条例第14条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める警察職員の氏名に関する規則を廃止する規則

福岡県個人情報保護条例第14条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める警察職員の氏名に関する規則(平成18年福岡県公安委員会規則第7号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

---

**福岡県公安委員会告示第67号**

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第1項の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律に基づく福岡県公安委員会及び福岡県警察本部長の処分に係

る審査基準について、令和5年2月1日から同年3月2日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和5年3月31日

福岡県公安委員会

1 審査基準の題名

- 保有個人情報の開示請求に係る審査基準等
- 保有個人情報の訂正請求に係る審査基準
- 保有個人情報の利用停止請求に係る審査基準

2 審査基準の制定の日

令和5年3月31日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、原案のとおり審査基準の制定をすることとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ(<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>)に掲載するほか、福岡県警察本部総務部総務課情報公開室に備え置く。

---

**福岡県公安委員会告示第68号**

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県公安委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年福岡県公安委員会規則第7号)を制定し、及び同項第7号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県個人情報保護条例第14条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める警察職員の氏名に関する規則(平成18年福岡県公安委員会規則第7号)を廃止したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和5年3月31日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

- 福岡県公安委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則関係  
当該制定は、福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年福岡県条例



第43号)の制定に伴い、福岡県公安委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則を制定したものであるが、その内容は、令和4年12月23日から令和5年1月21日までの間、福岡県総務部県民情報広報課が意見公募を実施して定める規則と実質的に同一の内容であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

(2) 福岡県個人情報保護条例第14条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める警察職員の氏名に関する規則関係

当該廃止は、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)の廃止に伴い、福岡県個人情報保護条例第14条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める警察職員の氏名に関する規則を廃止したものであるが、その内容は、当該規則の廃止のための規則を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第7号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の施行の日

令和5年4月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ(<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>)に掲載するほか、福岡県警察本部総務部総務課情報公開室情報公開係に備え置く。

## 海区漁業調整委員会

公告

漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第5項の規定に基づき、共同漁業、区画漁業の漁場計画に係る利害関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

令和5年3月31日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一

1 開催日時

令和5年4月18日(火)14時00分

2 開催場所

福岡市中央区舞鶴2-4-19 福岡県水産会館

3 案件

筑前海区における共同漁業及び区画漁業の漁場計画について

4 公述者の範囲

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係者

## 雑報

公告

福岡県行政不服審査会運営規則(平成28年5月26日福岡県行政不服審査会総会決定事項)第23条第3項及び第4項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和5年3月31日

福岡県行政不服審査会会長 岡本 博志

1 公示事項

福岡県知事から令和4年12月9日に諮問のあった、審査請求人が平成31年4月8日に提起した生活保護法(昭和25年法律第144号)第63条の規定に基づく費用返還決定処分に対する審査請求事件について、当審査会は令和5年3月2日に答申を決定しましたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に答申書の写しを送付することができません。当該答申書の写しは、福岡県行政不服審査会(事務担当課:福岡県総務部行政経営企画課)において保管しており、いつでも交付するので、審査請求人はその受領について申し出てください。

当該答申書の写しを受領しないときは、令和5年4月14日の経過をもって当該答申書の写しの送付があったものとみなします。

2 問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務係

電話：092-643-3028

メールアドレス：homuhan@pref.fukuoka.lg.jp